

淀川管内水害に強い 地域づくり協議会について



水防災意識社会
再構築ビジョン

淀川管内水害に強い地域づくり協議会について

■大規模氾濫減災協議会制度について

背景

- 平成27年9月関東・東北豪雨や平成28年8月台風10号等では、**逃げ遅れによる多数の死者**や**甚大な経済損失**が発生。
- 全国各地で頻発・激甚化する豪雨に対応するため、「**施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの**」との考えに立ち、ハード・ソフト対策を一体として、社会全体でこれに備える**水防災意識社会の再構築**への取組が必要。

「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を実現し、**同様の被害を二度と繰り返さない**抜本的な対策が急務である。

出典：
国土交通省資料「水防法等の一部を改正する法律」の概要について

【平成27年9月 関東・東北豪雨】



【平成28年8月 台風10号】



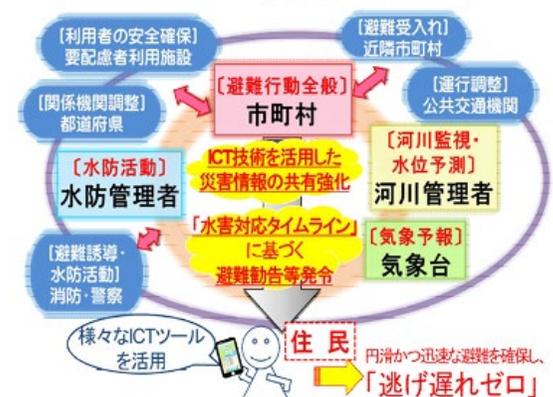
大規模氾濫減災協議会制度の創設

- 多様な関係者の連携体制の構築と既存資源の最大活用を図る「水防法等の一部を改正する法律」が平成29年6月19日に施行され、**本制度が創設**。
- 国土交通大臣または都道府県知事が指定する河川において、**流域自治体、河川管理者等を構成員とする協議会**を組織。
- **水害対応タイムラインに基づく取組、ICTを活用した災害情報の共有強化等**について協議。

出典：国土交通省資料「水防法等の一部を改正する法律」の概要について を一部要約

▼協議会のイメージ

「水害対応タイムライン」等を協議会で作成・点検。



淀川管内水害に強い地域づくり協議会について

■ 淀川管内水害に強い地域づくり協議会の位置づけ

- 淀川管内水害に強い地域づくり協議会(大阪府域)は、前述した「水防法等の一部を改正する法律」において創設された**大規模氾濫減災協議会制度に位置づけられる協議会**である。
- 淀川水系河川整備計画(変更)[R3.8.6]において、上記の制度に位置づけられていることが記載され、**1)自分で守る(情報伝達、避難体制整備、2)みんなで守る(水防活動、河川管理施設運用)、3)地域で守る(まちづくり、地域整備)**の観点から、**危機管理施策を検討して実施することが謳われている。**

(4) 危機管理体制の構築

いかなる洪水に対しても氾濫被害をできる限り最小化するため、施設能力を上回る洪水の発生を想定し危機管理体制を構築・強化する。このため、河川管理者、自治体、住民等から構成される「水害に強い地域づくり協議会(大規模氾濫減災協議会)」において、関係者の連携のもと、

1)自分で守る(情報伝達、避難体制整備)、2)みんなで守る(水防活動、河川管理施設運用)、3)地域で守る(まちづくり、地域整備)の観点から、危機管理施策を検討して実施する(図 4.3.2-36)。

また、大洪水により甚大な被害が発生した場合において

も、人的被害の回避・軽減を図るとともに、社会・経済活動への影響を小さくするため、防災関係機関・企業・住民等の各主体が共通の被害想定シナリオに沿って具体的な行動計画を定め、各機関と連携して、これらを「災害対応プログラム(タイムライン等)」としてとりまとめる。また気候変動により激甚化・頻発化する水災害から人命や地域を守るために、リスクコミュニケーションにより水災害に関する知見や情報を流域全体で共有し、あらゆる関係者の主体的な参画によって水災害に強い地域づくりを推進する等、危機管理体制の構築、強化を図る。

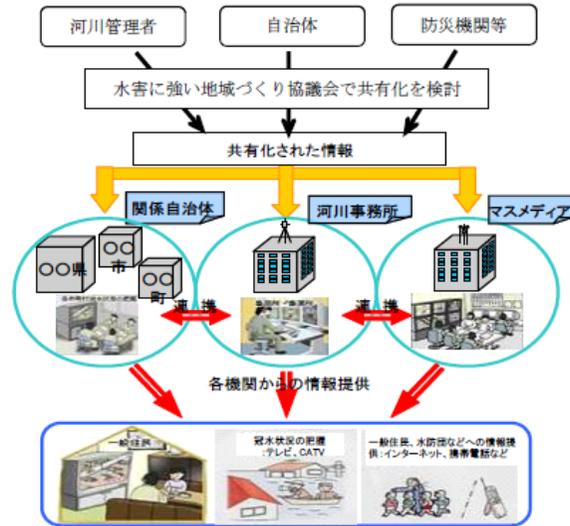
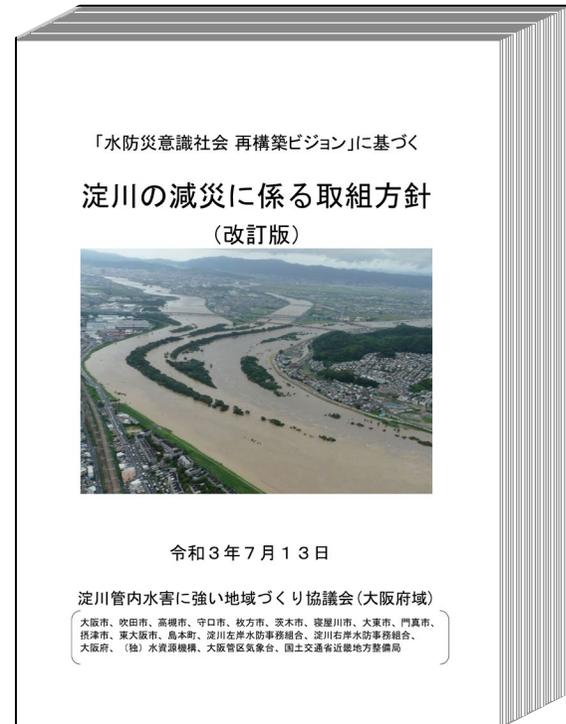


図4.3.2-36 「水害に強い地域づくり協議会」による危機管理体制

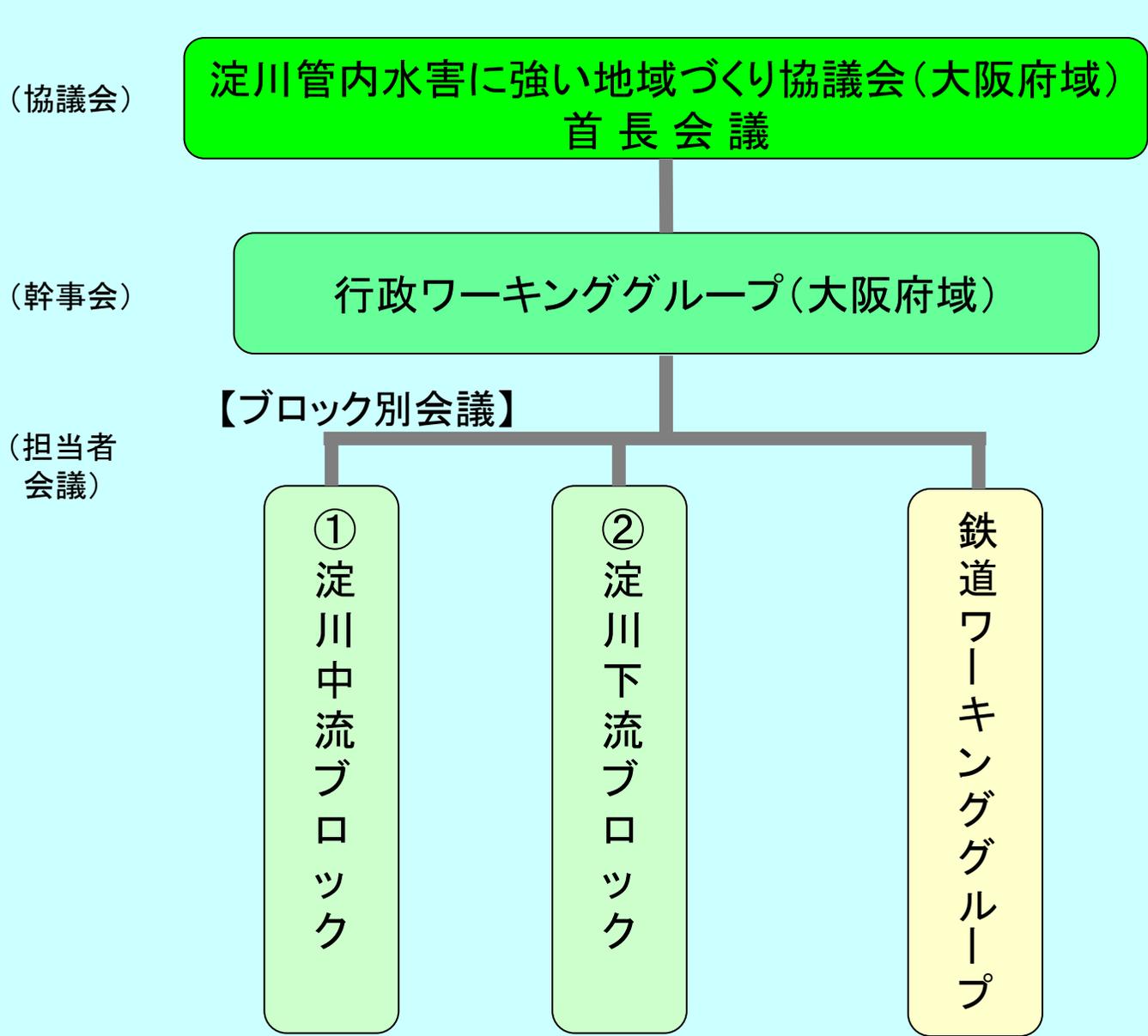


淀川の減災に係る取組方針

出典: 淀川水系河川整備計画(変更)
[令和3年8月6日近畿地方整備局] p89より抜粋

淀川管内水害に強い地域づくり協議会について

■ 淀川管内水害に強い地域づくり協議会の構成



機関名	首長会議	行政WG	ブロック別会議	鉄道WG
大阪市	○	○	②	○
吹田市	○	○	①	○
高槻市	○	○	①	○
守口市	○	○	②	○
枚方市	○	○	①	○
茨木市	○	○	①	○
寝屋川市	○	○	②	○
大東市	○	○	②	○
門真市	○	○	②	○
摂津市	○	○	①	○
東大阪市	○	○	②	○
島本町	○	○	①	○
淀川左岸水防事務組合	○	○		
淀川右岸水防事務組合	○	○		
大阪府 政策企画部 危機管理室	○	○	①②	○
大阪府 都市整備部 事業調整室	○	○	①②	○
大阪府 都市整備部 河川室	○	○	①②	○
大阪府 茨木土木事務所			①	○
大阪府 枚方土木事務所			①	○
大阪府 八尾土木事務所			②	○
大阪府 寝屋川水系改修工営所			②	○
(独)水資源機構 関西・吉野川支社	○	○	①②	○
気象庁 大阪管区气象台	○	○	①②	○
西日本旅客鉄道株式会社				○
大阪市高速電気軌道株式会社				○
近畿日本鉄道株式会社				○
阪急電鉄株式会社				○
京阪電気鉄道株式会社				○
阪神電気鉄道株式会社				○
北大阪急行電鉄株式会社				○
大阪モノレール株式会社				○
中之島高速鉄道株式会社				○
淀川ダム統合管理事務所	○	○	①②	○
淀川河川事務所	○	○	①②	○

上表中の ○:会議・WGの構成員
①: 淀川中流ブロック ②: 淀川下流ブロック